新丸山ダム建設事業暴力団等排除対策協議会会則

（名　　称）

第１条　本会は、「新丸山ダム建設事業暴力団等排除対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目　　的）

第２条　協議会は、新丸山ダム建設事業及びこれに伴う付替道路等の関連する工事及び業務、丸山ダムの維持管理に関連する工事及び業務並びに関西電力株式会社丸山・笠置発電所改良工事所が施行する補償工事に関連する工事及び業務（以下「本事業」という。）について、国土交通省中部地方整備局新丸山ダム工事事務所、同木曽川水系ダム統合管理事務所及び関西電力株式会社丸山・笠置発電所改良工事所（以下「新丸山ダム工事事務所等」という。）並びに本事業の関係者が、暴力団等による本事業への不当要求等に対し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を講ずることにより、発生事案に対する迅速かつ的確な対応等を通じて、本事業に携わる者の安全を確保するとともに、本事業の円滑な推進と地域の安全を確保することを目的とする。

（定　　義）

第３条　この会則において「不当要求等」とは、新丸山ダム工事事務所等及び本事業の関係者を対象として行う次の各号に掲げる行為をいう。

（１）社会常識を逸脱した暴力的言動により、要求の実現を図る行為

（２）正当な手続きによらず、又は正当な権利行使を装い、若しくは社会常識を逸脱した手段により、機関誌、図書、その他物品購入、下請参入、取引、契約、賠償、補償、賛助金、協力金、寄付金等を要求する行為

（３）正当な手続きによらず、又は正当な権利行使を装い、若しくは社会常識を逸脱した手段により、特定の団体又は個人に対し、有利又は不利な取り扱いを要求する行為

（４）正当な理由なく工事及び業務計画の変更又は中止を要求し、若しくは工事及び

業務の遂行を妨害又は遅延させる行為

（５）正当な理由なく面談を強要する行為

（６）乱暴な言動等により受け手に身の安全の不安を抱かせる行為

（７）前各号に掲げるもののほか、本事業の遂行並びに地域の安全と秩序の維持に支障を生じさせる行為

２　この会則において「暴力団等」とは、次の各号に掲げる団体又個人をいう。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員（同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む）

（２）個人、法人又は団体（以下「法人等」という。）について、個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所等常時契約を締結する事務所の代表者で役員以外の者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者（以下「役員等」という。）が暴力団又は暴力団員である者

（３）法人等の役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該法人等

（４）総会屋

（５）えせ右翼

（６）えせ同和

（７）ＮＰＯ、人権団体、環境団体、政治結社等を仮装し又は標榜する団体又は個人

（８）その他前各号に準ずる反社会的団体又は個人若しくはそれら以外の者

（会　　員）

第４条　協議会の会員（以下「会員」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）新丸山ダム工事事務所等が発注する工事及び現地作業を伴う建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査及び測量の業務の受注者（以下「元請会員」という。）

（２）新丸山ダム工事事務所等の職員（以下「職員会員」という。）

（会員の責務）

第５条　会員は、第２条の目的を踏まえ、本会則にのっとり、協議会の活動に取り組む責務を有する。

２　会員は、協議会を通じて知り得た事項を外部に漏らしてはならない。

（活　　動）

第６条　協議会は、第２条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

（１）暴力団等及び不当要求等に関する会員相互の情報交換及び連携強化

（２）警察等関係機関との連絡調整

（３）暴力団等の排除及び不当要求等の防止に関する教育及び啓発活動

（４）その他協議会の目的を達成するために必要な活動

（役　　員）

第７条　協議会に次の各号に掲げる役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　４名

２　役員の選出は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）会長は、新丸山ダム工事事務所長の職にある者をもって充てる。

（２）副会長のうち２名は、木曽川水系ダム統合管理事務所長の職にある者及び関西電力株式会社丸山・笠置発電所改良工事所長の職にある者（以下後者を「副会長（関電）」という。）をもって充てる。その他の２名は元請会員の代表をもって充てるものとし、会長が指名する。

（３）前号により、会長が指名した元請会員の代表が第１６条の規定により退会する

ときは、退会をもって解任する。

（役員の任務）

第８条　役員の任務は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）会長は、協議会を代表して会務を統括する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故等がある時は副会長（関電）がその職務を代行する。

（総　　会）

第９条　協議会の総会（以下「総会」という。）は、全ての元請会員及び課長職相当以上の職員会員で構成し、次の各号に掲げるとおり開催する。

（１）通常総会は、毎年１回開催する。

（２）臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。

２　総会は会長が招集し、総会の議長は会長が務める。

３　総会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席者の過半数の賛成で成立する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

４　会長は、必要に応じ総会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（議決事項）

第１０条　総会においては次の事項を議決する。

（１）会則の改正

（２）第６条に規定する活動の計画及び報告

（３）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（顧　　問）

第１１条　協議会に顧問を置き、暴力団等の排除及び不当要求等の防止に関する指導、助言及び援助（万全な保護対策、迅速かつ的確な取締等）を受ける。

２　協議会は、次の各号に掲げる者に対し、顧問として協議会に参加するよう要請する。

（１）岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策統括官

（２）岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策課長

（３）岐阜県多治見警察署長

（４）岐阜県加茂警察署長

（５）岐阜県可児警察署長

（６）岐阜県恵那警察署長

（７）岐阜県弁護士会　民事介入暴力被害者救済センター委員長

（８）公益財団法人　岐阜県暴力追放推進センター専務理事

３　顧問は、自ら総会に出席し、又は代理人を出席させて意見を述べることができる。

（オブザーバー）

第１２条　協議会は、岐阜県及び地元自治体に対し、オブザーバーとして次の各号に掲げる者を協議会に参加させるよう要請し、暴力団等による不当要求等の排除及び防止に関する情報交換を行う。

（１）岐阜県　　県土整備部河川課長

（２）八百津町　建設課長その他同町が参加を要すると判断した自治会長等

（３）御嵩町　　建設部長その他同町が参加を要すると判断した自治会長等

（４）恵那市　　建設部長その他同市が参加を要すると判断した自治会長等

（５）瑞浪市　　建設部長その他同市が参加を要すると判断した自治会長等

２　オブザーバーは、自ら総会に出席し、又は代理人を出席させることができる。

（担当者会議）

第１３条　協議会は、第６条に規定する活動を行うにあたり、具体的事項を検討させるため、担当者会議を置く。

２　担当者会議は、次の各号に掲げる者のうちから必要に応じて出席を求め、これを開催する。

（１）　新丸山ダム工事事務所副所長（事務及び技術）及び関係課長

（２）　木曽川水系ダム統合管理事務所関係課長及び丸山ダム管理支所長

（３） 関西電力株式会社丸山・笠置発電所改良工事所　土木課長

（４） 岐阜県関係警察署関係課長等

（５） 元請会員

（事 務 局）

第１４条　協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、新丸山ダム工事事務所総務課に置く。

２　事務局は、協議会の事務及び会員との連絡調整を行う。

３　事務局長は、新丸山ダム工事事務所総務課長の職にある者をもって充てる。

（秘密の保持）

第１５条　会員は、協議会の活動を通じて知り得た情報について、協議会の外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、協議会の退会又は解散後も同様とする。ただし、暴力団等の排除に係る情報について、事務局から下請企業等に対する情報展開の要請を受けた場合は、この限りでない。

（退　　会）

第１６条　次の各号に掲げる会員は、当該各号に規定する場合に協議会を退会したものとみなす。

（１）元請会員　　新丸山ダム工事事務所等との全ての契約関係が解消された場合

（２）職員会員　　新丸山ダム工事事務所等の職員で無くなった場合

（解　　散）

第１７条　協議会は、本事業の完了をもって解散する。

（そ の 他）

第１８条　この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に実施

要領を定めるものとし、会則及び実施要領に定めのない必要な事項は、総会で審議して決定する。

附則

（施行期日）

この会則は、令和３年７月２８日から施行する。

令和４年７月２９日一部改正